

○国土交通省告示第三百七十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第九項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので、同条第十項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の五第十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。

- 1 令第26条の28の5第16項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替は、次に掲げる要件の全てに該当する工事とする。
  - 一 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）が8地域の場合にあつては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）であること。

ア 窓の断熱性を高める工事（外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。）が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）第1項（3）イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。）

イ 窓の日射遮蔽性を高める工事（外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材（紙障子、外付けブラインド（窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。）及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。）及びひさし、軒等（オーバードアング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。）が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（3）ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するもの（この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。

）又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

ウ 天井等の断熱性を高める工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅仕様基準第1項（1）に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）ロ（イ）の表に掲げる基準値以上となるものをいう。）

エ 壁の断熱性を高める工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材

の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法(屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。)のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層(断熱材で構成される層をいう。)を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項(2)ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上となるもの)をいう。)

才 床等の断熱性を高める工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。)の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に

設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上となるものをいう。)

二 前号ウからオまでに定める工事にあつては、発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を用いた断熱材を用いない工事であること。

附 則 (平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十一日国土交通省告示第五百四十七号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、「第二十六条の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改める部分及び「第26条の28の5第9項」を「第26条の28の5第8項」に改める部分は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年九月三十日国土交通省告示第九百一十一号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年国土交通省告示第五百九十一号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十九号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋（当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百二十七号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和四年国土交通省告示第四百四十五号）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

2 この告示は、個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四

十一條の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

附 則（令和五年国土交通省告示第千七十三号）

- 1 この告示は、令和五年十一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事についてはなお従前の例による。